

薬学教育の改善・充実について
(答申)

平成16年2月18日

中央教育審議会

目 次

中央教育審議会「薬学教育の改善・充実について」(答申)

1	はじめに	1
2	薬学教育の修業年限について	1
3	設置基準等について	2
4	その他	4

1 . はじめに

薬学教育の改善・充実については、「薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」(平成14年9月24日、高等教育局長裁定により設置。以下「協力者会議」という。)において議論が行われ、平成16年2月12日には「最終報告」が文部科学省高等教育局長宛に提出されたところである。

「最終報告」では、医療技術や医薬品の創製・適用における科学技術の進歩、医薬分業の進展など、薬学をめぐる状況が大きく変化してきている中、薬剤師を目指す学生には、基礎的な知識・技術はもとより、豊かな人間性、高い倫理観、医療人としての教養、課題発見能力・問題解決能力、現場で通用する実践力などを身につけることが求められていること、このため、各大学において教養教育を充実しつつ、モデル・コアカリキュラムに基づく教育を進めるとともに、特に臨床の現場において相当期間の実務実習を行うなど、実学としての医療薬学を十分に学ばせる必要があること、各大学がモデル・コアカリキュラムに基づく教育に加えて、それぞれの個性・特色に応じたカリキュラムを編成することが必要であること、こうした様々な要請に応えるには、薬学教育の現状の修業年限(4年間)は薬剤師養成には十分な期間とは言えず、今後は、6年間の教育が必要であること、が提言されている。

また、同「最終報告」では、教育制度の在り方として、薬剤師養成のための薬学教育は6年間の学部教育を基本とするが、多様な人材の養成といった薬学教育の果たす役割にも配慮して4年間の学部教育も必要であると述べられている。

本審議会では、協力者会議の「最終報告」を踏まえつつ、大学分科会において薬学教育の改善・充実について審議を重ね、このたび、薬学教育の修業年限や設置基準の在り方等につき結論を得たので、ここに答申を行うものである。

2 . 薬学教育の修業年限について

近年の医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴う医薬品の安全使用や薬害の防止といった社会的要請に応えるため、薬剤師の養成のための薬学教育は、教養教育や医療薬学を中心とした専門教育及び実務実習の充実を図るとともに、これらを有機的に組み合わせた教育課程を編成して効果的な教育を実施しうるようにする必要がある。また、現在厚生労働省において行われている薬剤師国家試験受験資格の見直しの検討において、当該受験資格を得るための教育は6年間の学部教育を基本とする旨の提言が行われている。さらに、諸外国における薬剤師の養成のための薬学教育の実施

状況を見ると6年間の教育が行われている例が多い。

以上を踏まえ、今後、薬剤師の養成を目的とする薬学教育については、学部段階の修業年限を4年から6年に延長することが適当である。

他方、現在、薬学教育においては、薬剤師の養成のみならず、薬学に関する研究、製薬企業における研究・開発・医療情報提供、衛生行政など、多様な分野に進む人材を育成している。これは、我が国の薬学が基礎研究を出発点として発展してきたという歴史的背景によるものであり、特に薬学研究においては世界的にも高い評価を得ている。このため、薬学系の基礎教育を中心とした教育を行う現行の修業年限4年の学部・学科を存置することを併せて認めることが適当である。

修業年限6年の学部又は学科(以下、「6年制学部・学科」という。)、修業年限4年の学部又は学科(以下、「4年制学部・学科」という。)、いずれの教育においても、薬学が人間の生命にかかわる学問であることを踏まえ、豊かな人間性と幅広い教養の上に、薬学の基礎的な能力を身につけることが求められる。6年制学部・学科においては、「最終報告」で述べられている「モデル・コアカリキュラム」を参考にしながら、各大学において、主として医療薬学及び実務実習の拡充が図られる必要がある。また、4年制学部・学科においては、基礎薬学を中心とした薬学の一般的な知識を修得させた上で、特に、知的集約産業である創薬分野における我が国の国際競争力の強化を図る、という観点から、薬学の研究者を目指す者に対しては、近年の学問の発達に対応し、生命薬学など薬学の基礎研究に関連するカリキュラムの充実が行われることが必要である。

なお、多様な薬学生の進路を考慮し、制度に柔軟性を持たせるため、学生が6年制学部・学科と4年制学部・学科の双方の課程の間で進路変更することができるよう、適切な方策を講じる必要がある。

薬剤師国家試験受験資格については、厚生労働省において、6年制学部・学科を卒業した者に認めることを基本とすることで検討が進められているが、4年制学部・学科を卒業し、薬学関係の修士課程を修了した者が薬剤師を目指す場合には、実務実習を含む医療薬学に関する履修などの一定の条件の下で、受験資格を付与すべきであると本審議会は考えている。

3 . 設置基準等について

6年制学部・学科に係る大学設置基準等及び6年制学部・学科を基礎とする大学院に係る設置基準等については、以下のとおりとする。

(1) 大学設置基準等について

ア 卒業の要件

卒業の要件は、大学に6年以上在学し、186単位以上を修得するものとする。

なお、早期卒業は認めないことが適当である。これは、6年制学部・学科においては、薬剤師の国家資格取得に直結した教育が行われること、人格的により成熟した段階で知識のみならず十分な技能・態度を有する専門的な人材を養成するという教育上の必要性があること、教育課程において実習の占める割合が高く学習に要する時間に個人差が少ないことなどから、修業年限未満の在学期間での教育課程の修了及び卒業を認めることは適当ではないと考えられるためである。

イ 専任教員数

修業年限の延長に伴い、教養教育、専門教育及び実務実習の一層の充実が求められることを考慮して、専任教員数については、それぞれの教育内容に応じた増員を行う必要がある。

ウ 学位の名称

6年制学部・学科を卒業した者に対して授与する学位の名称は、「学士（薬学）」とすることが適当である。

なお、4年制学部・学科を卒業した者に対して授与する学位は、これと異なる適切な名称（例えば、「学士（薬科学）」など）とする必要がある。

（2）大学院設置基準等について

ア 大学院の課程

6年制学部・学科に基礎を置く大学院の課程は、博士課程のみとし、前期、後期の区分を設けないものとする。その標準修業年限は4年とする。

6年制学部・学科に基礎を置く大学院においては、主として臨床に係る教育研究の高度化に対応するため、医療薬学・臨床薬学に重点をおいて教育研究を行うことが想定される。

他方、4年制学部・学科に基礎を置く大学院においては、基礎薬学、創薬科学、生命薬学等に重点をおいて教育研究を行うことが想定される。

これらの点については、新制度の導入後、各大学において学部段階の教育研究が行われる中で、大学院段階で必要となる教育研究の内容が具体的に明らかになることから、その詳細については、今後、検討が必要である。また、双方の大学院の課程の間において、学生の進路変更等に対応した柔軟な仕組みが必要である。

イ 修了要件

6年制学部・学科に基礎を置く大学院博士課程の修了の要件は、大学

院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

ただし、優れた研究業績をあげた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

ウ 学位の名称

6年制学部・学科に基礎を置く大学院博士課程を修了した者に授与する学位の名称は、「博士（薬学）」とすることが適当である。

なお、4年制学部・学科に基礎を置く2年の修士課程又は5年の博士課程（前期課程、後期課程の区分を設ける場合は、2年の前期課程と3年の後期課程）を修了した者に対して授与する学位は、これと異なる適切な名称（例えば「修士（薬科学）」、「博士（薬科学）」など）とする必要がある。

エ 入学資格

6年制学部・学科を基礎とする大学院博士課程の入学資格は、6年制学部・学科を卒業した者を原則とするが、これと同等以上の学力がある者にも入学資格を認めることが適当である。

また、6年制学部・学科に4年以上在学し、大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者を、当該大学の大学院に入学させるいわゆる「飛び入学」の制度を認めることが適当である。なお、この制度の適用により大学院に早期進学した後、進路変更等により薬剤師を目指す者に対しては、学部への再編入を認めるなど、柔軟な対応が各大学においてなされることが期待される。

4 . その他

(1) 実務実習の受け入れ体制・指導体制の整備等について

実務実習は、調剤や服薬指導等の薬剤師の業務を学生が実際に体験することにより、医療の現場において薬剤師の果たすべき職責の重要性を認識させ、医療人としての職業倫理や責任感を身につけさせるものである。これを、教養教育や医療薬学教育と有機的に組み合わせることで実施することにより、薬学生としての自覚を促すことが重要である。

実務実習については、「実務実習モデル・コアカリキュラム」を踏まえたカリキュラムを各大学が策定し、医療の担い手としての薬剤師の養成という観点から充実した実務実習が実施される必要がある。特に、医療現場等における医師・歯科医師・看護師を含めたチーム医療に積極的に参加するとともに、医薬品の安全管理・危機管理能力の育成に努めることが必要で

ある。

「実務実習モデル・コアカリキュラム」では、実務実習の期間は相当程度の期間（おおむね24週間程度）を要するものとなっており、現状の2週間から4週間程度の実務実習の期間が大幅に延長されることとなる。このため、指導体制の整った十分な病院・薬局を確保するための体制を構築する必要がある。

また、各大学においては、実習先の病院・薬局との十分な連携体制を図り、実務実習を行う学生に対して適切な指導を行うとともに、実習を支援する教員以外の職員の充実に努める必要がある。

なお、実務実習においては資格を持たない学生が実際に調剤や服薬指導を行うことになるため、医学教育・歯学教育において行われている臨床実習の例も参考にしつつ、有資格者の指導・監督の下に実施されることなど、患者の安全確保に慎重を期すとともに責任体制の明確化を図る必要がある。

（2）共用試験の実施について

相当程度の期間の実務実習が行われることから、実習を行う学生の質の確保が重要である。このため、「最終報告」では、実務実習の開始前に、学生の実務実習に必要な基本的な能力（知識・技能・態度）を適切に評価するための共用試験の実施について提言されており、これに沿った具体的な検討が進められるべきである。

（3）第三者評価について

本審議会では、平成14年8月5日、「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」の答申を行い、大学に関する第三者評価制度の導入を提言した。これを受け、学校教育法の改正により、認証評価機関による評価制度が確立され、全大学が「大学の教育研究等の総合的な状況」についての評価（いわゆる「機関別評価」）を受けることとなっている。また、同時に専門分野別の第三者評価が導入されたが、その対象は、第三者評価の必要性が特に強い法科大学院等の専門職大学院に限られている。上記答申においては、このように限定を行った理由について、「現在直ちに多くの分野で専門分野別第三者評価が実施できる状況にはない」と述べられている。

しかしながら、医療人の養成を目的とする分野は、国民の命を預かり、健康を確保するという重大な任務を負う人材を養成することから、その教育研究等の状況に関する社会の関心も高い。今般、特に薬学教育については、修業年限が延長されることに伴い、その趣旨を踏まえた質の高い教育が行われていることを確認していく必要がある。教養教育が十分に行われているか、医療薬学教育を充実させた専門教育が適切に行われているか、実務実習が適切な指導体制の下に「実務実習モデル・コアカリキュラム」を踏まえて行われているか、など、社会からの要請に応えた医療の担い手としての薬剤師の養成のための教育が行われていることについて十分な検

証と適正な評価を行うことが求められる。

このため、薬学教育については、薬学教育の関係者や職能団体、企業の関係者のみならず、薬学関係以外の者の参画も得つつ、早急に第三者評価を実施するための体制が整備される必要があり、その組織、評価の基準、方法等について十分な検討を進めるべきである。

第2期中央教育審議会委員

平成15年2月1日発令

会長	鳥居泰彦	慶應義塾学事顧問，日本私立学校振興・共済事業団理事長
副会長	木村孟	大学評価・学位授与機構長
副会長	茂木友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役社長
	赤田英博	社団法人日本PTA全国協議会会長
	浅見俊雄	独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター長
	石倉洋子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	内永ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社常務執行役員
	江上節子	東日本旅客鉄道株式会社フロンティアサービス研究所長
	奥島孝康	早稲田大学学事顧問
	小栗洋	東京都立新宿高等学校長
	梶田叡一	京都ノートルダム女子大学長
	加藤裕治	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	岸本忠三	大阪大学名誉教授，大阪大学前学長， 総合科学技術会議議員
	黒田玲子	東京大学教授、東京大学総長特任補佐 総合科学技術会議議員
	國分正明	独立行政法人日本芸術文化振興会理事長
	佐々木毅	東京大学長
	佐藤幸治	近畿大学法学部教授，京都大学名誉教授
	田村哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長，渋谷幕張中学・高等学校長
	寺島実郎	株式会社三井物産戦略研究所所長， 財団法人日本総合研究所理事長
	渡久山長輝	財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長
	中嶋嶺雄	アジア太平洋大学交流機構（UMAP）国際事務総長， 北九州市立大学大学院教授
	中村桂子	JT生命誌研究館長
	丹羽雅子	奈良女子大学名誉教授、奈良女子大学前学長
	野中ともよ	ジャーナリスト
	橋本由愛子	東京都北区立王子中学校長
	増田明美	スポーツジャーナリスト，スポーツライター
	松下俱子	独立行政法人国立少年自然の家理事長
	山下泰裕	東海大学体育学部教授
	山本恒夫	大学評価・学位授与機構評価研究部教授
	横山洋吉	東京都教育委員会教育長

役職は平成16年1月現在

第2期中央教育審議会大学分科会委員・臨時委員名簿

(平成16年1月現在)

委員：平成15年2月1日発令

臨時委員：平成13年5月14日発令

(委員) 11名

分科会長	佐々木 毅	東京大学長
副分科会長	奥島 孝康	早稲田大学学事顧問
	石倉 洋子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	内永ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社常務取締役
	岸本 忠三	大阪大学名誉教授，大阪大学前学長， 総合科学技術会議議員
	木村 孟	大学評価・学位授与機構長
	黒田 玲子	東京大学教授、東京大学総長特任補佐 総合科学技術会議議員
	佐藤 幸治	近畿大学法学部教授、京都大学名誉教授
	寺島 実郎	株式会社三井物産戦略研究所取締役所長、 財団法人日本総合研究所理事長
	中嶋 嶺雄	アジア太平洋大学交流機構(UMAP)国際事務総長 北九州市立大学大学院教授
	茂木友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役社長

(臨時委員) 17名

	相澤 益男	東京工業大学長
	天野 郁夫	国立学校財務センター研究部長
	安西祐一郎	慶應義塾長
	生駒 俊明	一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授
	石 弘光	一橋大学長
	井村 裕夫	京都大学名誉教授
	荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
	黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
	佐々木正峰	独立行政法人国立科学博物館館長
	島田 燁子	文京学院大学長・短期大学長
	関根 秀和	大阪女学院長・大阪女学院短期大学長
	長尾 眞	前京都大学長
	南雲 光男	日本サービス・流通労働組合常任顧問
	西室 泰三	株式会社東芝取締役会長
	野依 良治	独立行政法人 理化学研究所理事長
	瀧田 道代	名古屋大学大学院法学研究科教授
	山崎 正和	東亜大学長

* 臨時委員のうち、井村委員、長尾委員、山崎委員の発令日は平成13年7月16日
安西委員、野依委員の発令日は平成15年2月19日
相澤委員、佐々木正峰委員の発令日は平成15年11月26日

中央教育審議会大学分科会
薬学教育の改善・充実に関するワーキング・グループ 委員

- 岸本 忠三 大阪大学名誉教授，大阪大学前学長，
総合科学技術会議議員
- 木村 孟 大学評価・学位授与機構長
- 黒田 玲子 東京大学教授・東京大学総長特任補佐，
総合科学技術会議議員
- 天野 郁夫 国立学校財務センター研究部長
- 荻上 紘一 大学評価・学位授与機構教授

(専門委員)

- 北澤 京子 日経 B P 社 日経メディカル副編集長
- 桐野 豊 東京大学大学院薬学研究科長
- 佐藤 登志郎 北里大学名誉教授
- 鈴木 昭憲 秋田県立大学長
- 舘 昭 大学評価学位授与機構教授
- 福田 康一郎 千葉大学大学院医学研究部長
- 望月 正隆 共立薬科大学長

注) は薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議委員

役職は平成 16 年 1 月現在